

償却資産の申告は、2月1日まで！ 早めの申告をお願いします！

今年1月1日現在で、事業用の償却資産をお持ちの方は、2月1日(月)までに申告が必要です。
申告書は、12月中にお送りしていますが、届かなかつたり、昨年中に新たに事業を始めた方は、ご連絡ください。

☎ 資産税課(内線448・449)・各総合支所市民生活課

※最寄りの会場で、申告してください。
(どこの会場でも申告できます)
※例年、申告期間の後半は大変込み合いますので、早めに申告をお願いします。

申告受付日程表

【出張受付会場】

地区	ところ	と	き
渡波地区	渡波公民館(2階談話室)	1月7日(木)・8日(金)	午前9時30分～午後4時30分
荻浜地区	折浜集会場	1月5日(火)	午前9時30分～10時30分
	桃浦漁村センター		午前11時～正午
	月浦漁村センター		午後1時～2時
	荻浜支所(2階会議室)		午後2時30分～4時30分
	狐崎漁村センター	1月6日(水)	午前10時30分～11時30分
	福貴浦かき処理場		午後1時～2時
	東浜小学校(ランチルーム)		午後2時30分～3時30分
蛇田地区	蛇田公民館	1月12日(火)	午前10時～正午
稲井地区	稲井公民館	1月12日(火)	午後1時30分～3時30分
田代地区	田代島開発総合センター	1月14日(木)	午前10時30分～正午

【本庁・各総合支所受付会場】

ところ	と	き
石巻市役所(本庁中庭第6会議室)	1月15日(金) ～2月1日(月) (土日を除く)	午前9時～午後4時30分
河北総合支所 市民生活課 雄勝総合支所 市民生活課 河南総合支所 市民生活課 桃生総合支所 市民生活課 北上総合支所 市民生活課 牡鹿総合支所 市民生活課	1月4日(月) ～2月1日(月) (土日・祝日を除く)	

固定資産税の課税免除および不均一課税

平成21年1月2日から平成22年1月1日までの間(新規・企業立地促進法関連は同意日以降)に製造業などの用に供する設備を新増設した場合、固定資産税が減額されます。
概要は、左記のとおりです。

☎ 資産税課(内線248・448)・各総合支所市民生活課

区分	対象地域	要件	措置内容
過疎地域	河北・雄勝 北上・牡鹿	○製造業、ソフトウェア業、旅館業 ・工業生産設備等の取得価格2,700万円超	課税免除 (3年間)
原子力発電施設等立地地域	石巻・河北 雄勝・牡鹿	○製造業 ・工業生産設備等の取得価格2,700万円超 ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・増加雇用者15人以上 ・建物、機械装置等取得価格2,700万円超	不均一課税 (3年間)
(新規)企業立地促進法同意集積地域	市内全域	○製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所など ・工業生産設備等の取得価格2億円超 ○農林漁業関連業種 (食料品製造業、飲料・飼料製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、飲食料品卸売業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業) ・工業生産設備の取得価格5,000万円超 ※宮城県知事からの「企業立地計画」の承認が必要です。	課税免除 (3年間)

管財課から 「業者登録」のお知らせ

1 建設工事または測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請

平成22・23年度、市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加しようとする事業者の方々に次のとおり受け付けします。

既に登録済みの方も、平成22年3月31日で有効期限が切れま

2 物品購入・役務提供の入札参加資格申請（補充登録）

平成22年度、市が発注する物品購入や役務提供の競争入札に参加しようとする事業者の方々に次のとおり受け付けします。

既に登録済みの方は、有効期限が平成23年3月31日までとなつていきますので、今回申請する必要はありません。

3 小規模契約希望者登録申請（補充登録）

平成22年度、市が発注する小規模契約（履行が容易であると認められる、予定価格が50万円未満の小規模のもの）を希望する事業者の方々に次のとおり受け付けします。

既に登録済みの方は、有効期限が平成23年3月31日までと

なっていますので、今回申請する必要はありません。

【受付期間】

2月1日(月)～15日(月)午後5時まで管財課必着

【申込方法】

郵送（宅配便を含む。特定記録郵便など、到着日時が確認できる方法としてください）のみとします。持参による受け付けはしません。

※各申請要領、申請書類および格付けに係る様式は、いずれも1月4日(月)から市のホームページ（<http://www.city.ishino.naki.lg.jp/kanzai/posting/posting-menu.jsp>）でダウンロードできます。

また、市の設計図書閲覧室（市役所本庁舎北側駐輪場並び）および各総合支所にも用意していますので、ご自由にお持ちください。

【申請書類などの郵送先】

〒986-8501石巻市日和が丘一丁目1番1号・石巻市総務部管財課契約グループ

※各申請書類などが市に配達されたかを確認する場合には、送付を依頼した会社へお問い合わせください。

☎ 管財課 ☎ 23-6611

23-6612（直通）

住宅を新築・増築した方へ 「住宅用地の申告」は 2月1日まで

今年1月1日現在、居住用に使用している土地（住宅用地）は固定資産税が軽減されます。

申告をしていただく方

昨年中に住宅を新築・増築した方、または取り壊した方、ならびに住宅を建て替えた方（建替特例用）

申告内容

住宅の所在地・地番、所有者の住所・氏名

申告期限

2月1日(月)までに、印かんを

持参の上、申告してください。申告用紙は資産税課または各総合支所・各支所の窓口にあります。

☎ 資産税課（内線248・448）

各総合支所市民生活課

家屋を取り壊した方へ お済みですか 「家屋の減失届」

昨年中に、家屋の全部または一部を取り壊したり、用途変更（住宅から店舗などへの変更）があった場合は「家屋の減失届」を提出してください。

届け出をしないと、そのまま課税される場合があります。印かんを持参の上、届けを出してください。届出用紙は、資産税課または各総合支所・各支所の窓口にあります。

☎ 資産税課（内線247・254）・各総合支所市民生活課

市・県民税の 住宅ローン控除

平成11年から平成18年までに入居した方を対象とした、市・県民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について、これまで毎年申告が必要でしたが、平成22年度から、年末調整や確定申告で所得税の住宅ローン控除を受けていれば原則として、市に対する申告が不要となります。

また、平成21年から平成25年までに入居された方も対象となる新たな住宅ローン控除が創設されました。なお、この控除を受ける最初の年は、確定申告が必要

です。

☎ 市民税課（内線240・278）



カーエレクトロニクス 研修会の開催

カーエレクトロニクスの現状と今後の展望をテーマに研修会を開催しています。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

◆研修会①

とき 1月15日(金)
午後1時30分～3時
内容 パワートレインの環境技術 - Sustainable Mobility の実現に向けて -

講師 トヨタ自動車株式会社
エンジンプロジェクト推進部
部長 杉山 雅則氏

◆研修会②

とき 1月29日(金)
午後1時30分～3時
内容 人と環境にやさしい自動車 - 日本の技術開発と世界の走行 -
講師 独立行政法人交通安全環境研究所 室長 成澤 和幸氏
※いずれも、会場は石巻専修大学2号館「2101教室」となります。

参加無料

申込方法 申込書類に記入の上、EメールまたはFAXで申し込みください。なお、申請書類はホームページ（http://www.isenshu-u.ac.jp/general/outreach_center/car/news/vol2.html）からダウンロードできます。

☎・☎ 市企業立地推進課（内線619）・FAX21-2022
Eメール iscomconv@city.ishinomaki.lg.jp